

気象警報（暴風・大雨警報）発令時における措置について

1. 定時制（昼間コース）

午前6時30分現在、橋本市に「暴風警報」または、「大雨警報」が発令されている場合は、自宅学習とする。また、自宅地域及び通学経路上の地域に「暴風警報」または、「大雨警報」が発令されている場合は、当該生徒は自宅学習とする。

ただし

- (1) 午前10時までに橋本市の「暴風警報」または、「大雨警報」が解除されたときは、その日の授業の用意をして登校する。解除から1時間30分遅らせて始業する。
- (2) 午前10時現在で、橋本市に「暴風警報」または、「大雨警報」が発令されている場合は、自宅学習とする。

(3) 定期考査時は午前6時30分に時点で橋本市に「暴風警報」または、「大雨警報」が発令されている場合は、自宅学習とする。また、自宅地域及び通学経路上の地域に「暴風警報」または、「大雨警報」が発令されている場合は、当該生徒は自宅学習とする。なお、実施できなかった考査科目については、考査最終日以降に実施する。

2. 定時制（夜間コース）

午後4時現在、橋本市に「暴風警報」または、「大雨警報」が発令されている場合は、自宅学習とする。また、自宅地域及び通学経路上の地域に「暴風警報」または、「大雨警報」が発令されている場合は、当該生徒は自宅学習とする。

3. 登校の途上時「暴風警報」または、「大雨警報」が発令されたときは安全を最優先し帰宅（自宅学習）を含む適切な行動をとること。

4. 登校後「暴風警報」または、「大雨警報」が発令されたときは、指示に従うこと。